

第3期

新温泉町教育振興基本計画

令和4年度～令和8年度



令和4年2月

新温泉町教育委員会



は じ め に

生涯にわたって生き生きと輝く教育

～豊かに 人と人とがつながり 新温泉町の明るい未来を切り拓く～

人口減少、少子高齢化の進行やグローバル化・情報化の急速な進展、子どもたちを取り巻く教育環境が複雑化し予測困難な社会となっています。新型コロナウイルス感染症拡大など、私たちの生活環境や教育活動も大きく変わり教育改革が求められています。学校現場では、GIGA スクール構想により一人一台の端末整備が急速に進み、グローバル社会における情報化の加速を実感することとなりました。

このような予測困難な時代のなかでの大切な1つは、不安やストレスを感じている子どもたちの心に寄り添い、心のケアに努めながら、周りの大人が一丸となって子ども一人ひとりに寄り添うことです。

新学習指導要領では、「豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童生徒に、生きる力を育むことをめざす」とあります。予測困難な社会の変化に主体的に関わり、どのような未来を創っていくかを自ら学び、自ら考え、判断し行動できる力「生きる力」の育成が求められます。GIGA スクール構想にある「誰一人取り残すことのない個別最適化された教育」の推進に向け、一人一台のタブレットを活用し多様な子どもたちが生かされる授業づくりに取り組んでいきます。

また、人格形成の根っこである幼児教育の充実を根幹に据え、乳幼児期から高等学校まで見通した教育のもと、校種間を超えて教職員同士がつながり合い、縦・横の連携を図りながら、「発達に応じた育ちと学びの連続性」を重視した教育の推進を図ります。

そして時代の変化に柔軟に対応し、未来社会へ夢と希望をもって力強く生きる力をつけるためにも、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざし、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進し、学校園・家庭・地域がつながり合い、協働していく体制を構築していきます。さらに、子どもから高齢者までのすべての世代が自己実現できるよう、生涯学習の充実を図るとともに、スポーツの推進、文化財の保護・活用に努めます。

この計画に定めた教育の理念「生涯にわたって生き生きと輝く教育～豊かに 人と人とがつながり 新温泉町の未来を切り拓く～」のもと、心を合わせて、「みんなでつくる 新温泉町の人づくり教育」に取り組むとともに、すべての人がふるさと新温泉町を愛し、誰もが一生涯を通じて学び続け、認め合い、支え合い、幸せを感じられる共生社会の実現をめざしていきます。

本計画は、本町の教育目標の実現に向けて、本町の教育に関する施策を体系的に示すものであると同時に、新温泉町総合計画に掲げる施策の方向性を示すものとして位置付けたものです。今後、本計画に基づいて教育委員会が所管する施策を進めてまいります。



令和4年2月 新温泉町教育長 西村 松代

目 次

	頁数
はじめに	p 1
第 1 部 基本計画の策定にあたって	p 3
I 策定の趣旨	
II 計画の期間及び運用	
第 2 部 教育をめぐる現状と課題	p 5
I 社会情勢と教育環境の変化	p 6
II 本町における教育の成果と課題（第 2 期計画の検証）	p10
1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育の推進	
2 「体験教育」をはじめ特色ある教育の推進	
3 子どもたちの学びを支える学校園・家庭・地域の連携の強化	
4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校園づくりの推進	
5 だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進	
III これからの教育のあり方	p12
第 3 部 本町がめざす教育	p13
I 「基本理念」と「生涯にわたってめざす 3 つの輝き」	p14
1 基本理念	
2 生涯にわたってめざす 3 つの輝き	
3 教育行政・学校園・家庭・地域、その責任と役割	
4 2030 年以降を展望した教育の重点(人生 1 0 0 年時代に応じた人づくりの礎)	
5 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	
II 体系表	p18
III 基本方針と施策	p20
基本方針 1 「生きる力」を育む教育の推進	
基本方針 2 子どもたちの学びを支える環境の充実	
基本方針 3 生涯を通じた学びの推進	
巻末資料	p35

第1部

基本計画の策定にあたって

I 策定の趣旨

これまでの新温泉町の教育の成果と課題をふまえ、教育の一層の充実を図るため、中期的な取組の考え方や具体的な施策を示す基本的な計画をここに策定します。

計画策定にあたっては、「第3期教育振興基本計画」（文部科学省 H30）、第3期「ひょうご教育創造プラン」（兵庫県教育委員会 H31）を参酌し、幼児教育から小・中学校・高等教育、社会教育、生涯学習や家庭教育まで、教育全般を視野に入れ、全体的な方向性や連携のあり方などを踏まえた計画とします。また、第2次新温泉町総合計画後期計画の教育分野と関連しています。

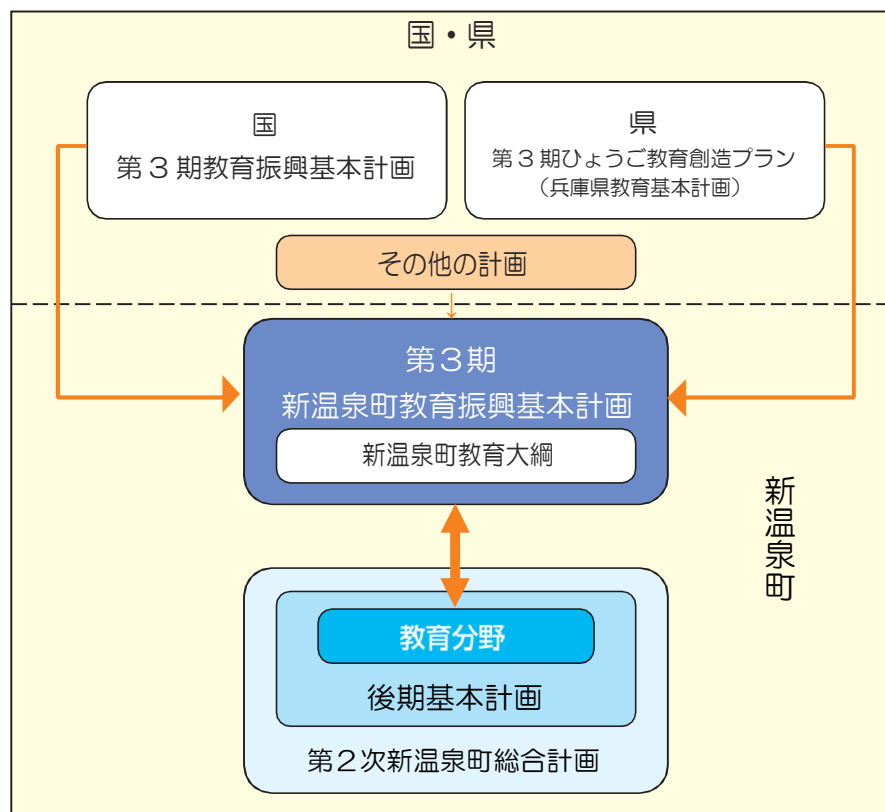
なお、この計画は教育基本法第17条第2項の規定に基づく本町の教育施策の基本的な計画であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の3に基づく「新温泉町教育大綱」として位置づけます。

II 計画の期間及び運用

本計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

この間に本町が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校園、教育行政機関はもちろんのこと、家庭や地域社会において期待される取組の方向についても示し、今後、これらに沿って具体的施策を進めていきます。

計画の進捗状況及び成果と課題については、計画期間中においても、その成果を評価・検証し、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととします。



第2部

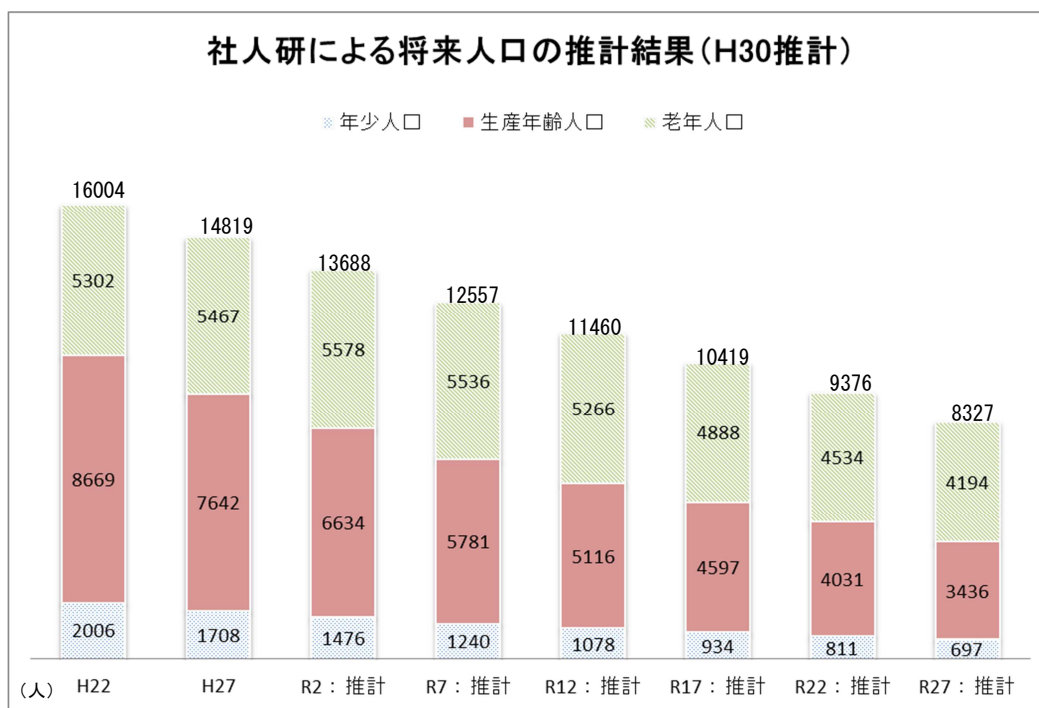
教育をめぐる現状と課題

I 社会情勢と教育環境の変化

我が国は、人口減少・少子高齢化・科学技術やグローバル化の進展など、社会が複雑化し、予測困難な時代を迎えています。このような変化の激しい社会の中で、子どもたちがこれからの不透明な社会を生き抜くためには、主体的に判断し、他者と協働し、新たな価値を創造していくとともに、課題や問題を発見し、解決につなげていく力が不可欠です。

1 将来人口と少子高齢化

本町の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）での「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」の推計結果は次のとおりとなり、平成 27 年の 14,819 人から令和 7 年には 12,557 人、令和 17 年には 10,419 人、令和 27 年には 8,327 人となることが推計されています。【資料 1】



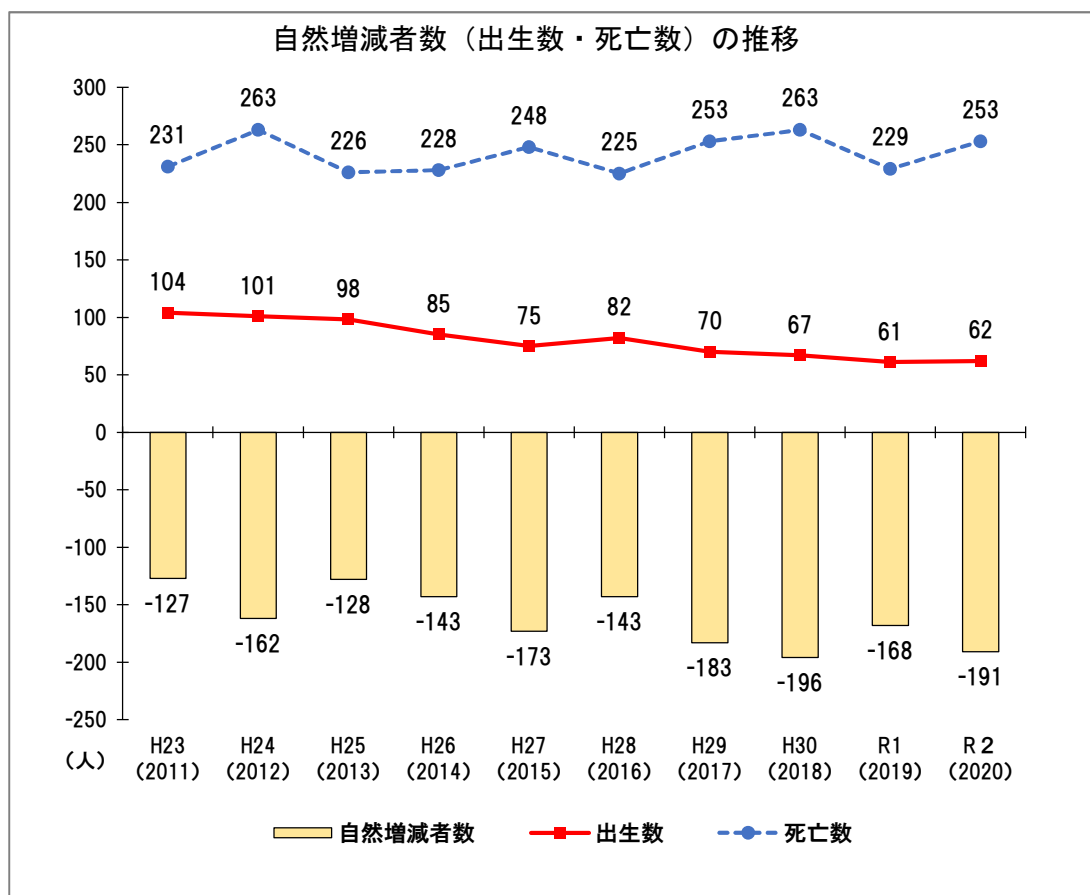
【資料 1】

平成 27 年までは実績値（国勢調査、総人口には平成 22 年に 27 人、平成 27 年に 2 人の年齢不詳を含む）、令和 2 年度以降は社人研による推計値。

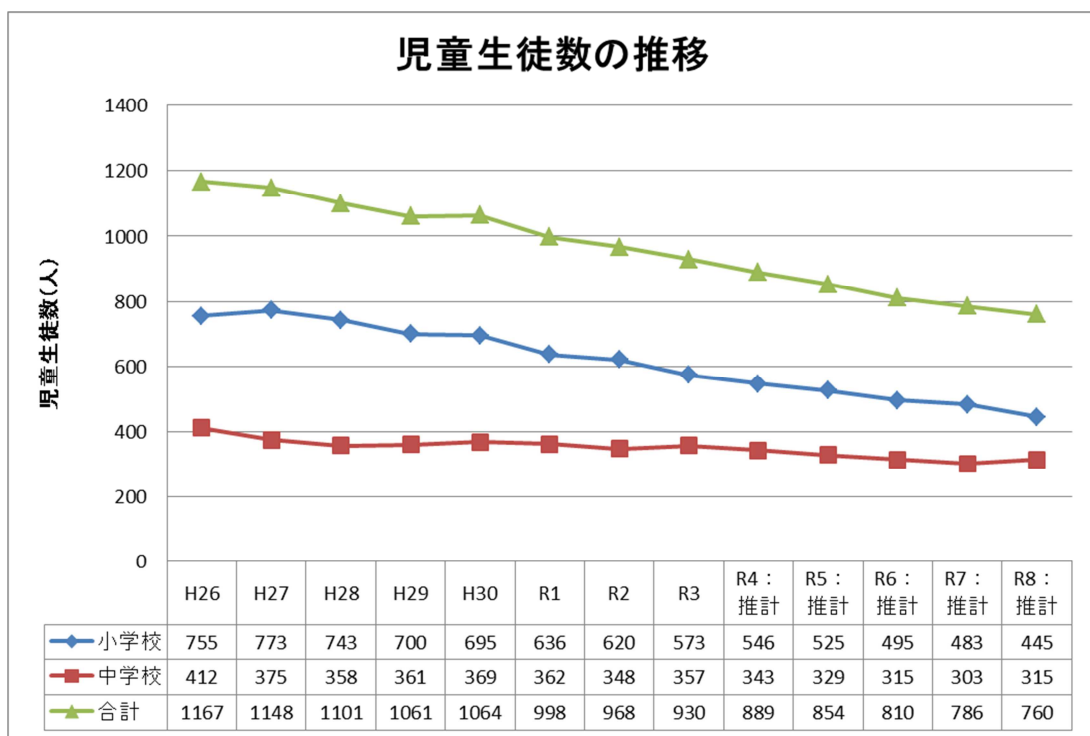
※年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、老年人口：65 歳以上

自然増減者数について、直近の 10 年間の推移をみると、出生数は、おおむね減少傾向にあり、令和 2 年では年間 62 人となっています。一方、死亡数は、毎年 200 人台で推移しており、令和 2 年では年間 253 人となっています。また、直近の 10 年間では、死亡数が出生数を常に上回り、自然減が続いています。【資料 2】

児童生徒数についても、減少しています。平成 26 年度には、小中学校で 1,167 人いましたが、令和元年度に 1,000 人を割り込み、令和 3 年度には、930 人となっています。令和 8 年度には、760 人になると推計されます。【資料 3】



【資料 2】住民基本台帳（1 月～12 月の 1 年間）



【資料 3】

学校基本調査（平成 26 年度～令和 3 年度）と出生数を踏まえた推計値（令和 4 年度～令和 8 年度）

2 技術革新とグローバル化の進展

AI（人工知能）や IoT（モノがインターネット経由で通信すること）など ICT（情報通信技術）の飛躍的な進化を背景に、様々な分野でグローバル化が急速に進展しています。今後多くの仕事が自動化され、将来、子どもたちの 65%が、今存在していない職業に就くとの予測もあります。また、グローバル化の進展に伴い、世界の国々との相互影響や依存の度合いは急速に高まっています。さらに、新型コロナウイルス感染症に象徴されるように、感染症や環境問題など地球規模の人類共通の課題が急増しています。

3 生活の安全・安心への意識の高まり

東日本大震災などの地震に加え、近年は記録的な風水害が全国各地で発生しており、大規模な自然災害への対応が求められています。

子どもが巻き込まれる犯罪や高齢者に対する特殊詐欺などの被害を防止するため、防犯意識の啓発や地域における防犯活動の推進なども求められています。

新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行する中、わが国においても緊急事態宣言が発出されるなど、社会的・経済的な影響は甚大なものとなっています。

こうした中、生活の安全・安心の確保に対する意識が高まっており、災害対策や危機管理体制の整備などにより、安全に、安心して暮らすことができる社会づくりが求められています。

4 ライフスタイルの多様化(コミュニティの変容)

近年、人々のライフスタイルや家庭、結婚、就労に対する価値観は多様化し、様々なニーズへのきめ細かな対応が求められています。また、人口減少や少子・超高齢化の進行に伴い生産年齢人口が減少する中、社会の持続的な発展や労働力を確保するためには、女性や高齢者の活躍が重要になるとともに、働き方の多様化や労働の質の向上が求められています。

さまざま状況に応じて「仕事」と「家庭生活」のバランスがとれた多様な暮らし方を実現するとともに、地域社会での交流機会を通じて、協働・共助の仕組みを構築し、誰もが活躍できる社会を実現していくことが求められています。

5 ICT(情報通信技術)の進展

近年、ICT の飛躍的な進展によりインターネット利用率が上昇するとともに、スマートフォン、タブレット端末の普及や SNS の発展により、生活のあらゆる場面で活用が図られています。こうした ICT の活用により、リモートワークやワーケーションなど、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が浸透しつつあります。

ロボットや AI、IoT が、産業や企業活動、生活のさまざまな場面で使われるようになり、新たな未来社会である Society5.0 の実現をめざす取組が進められています。

子どもを取り巻く状況においても、スマートフォンなど様々な機器の普及に伴い ICT を活用する機会が増加しています。情報化が進展し、あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になる一方で、SNS を介して子どもたちが事件や事故に巻き込まれる問題も起きています。また、社会全体でも、インターネット犯罪やプライバシーの侵害、個人情報の漏えいなどが問題となっており、情報セキュリティの強化が求められています。

6 SDGs(持続可能な開発目標)の教育分野での取組

SDGs は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標です。

教育における「質の高い教育をみんなに」のスローガンのもとに定められた、「平和と成長のための学びの戦略」では、①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を基本原則として、学び合いを通じた質の高い教育の実現をめざしています。



SDGs における 17 の目標



ICT を活用した授業



国際交流を取り入れた授業

Ⅱ 本町における教育の成果と課題(第2期計画の検証)

1 自主的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育の推進

子どもたちが「自ら学び、自ら考え、自ら判断し行動する」ため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育むための取組を学校園で行ってきました。また、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善のための研修や道徳教育に関する研修を充実させました。さらに、令和2年度には、GIGA スクール用コンピュータを、すべての小中学校に配置しました。

今後は、より一層、授業のユニバーサルデザイン化を図るなど、一人ひとりが「できた」「わかった」の実感が持てる授業づくりを推進するとともに、急速に進展したICTを活用した教育を充実させ、オンライン交流等の学びの世界を広げていく取組が求められます。

2 「体験教育」をはじめ特色ある教育の推進

地域における人間関係の希薄化が進むなかで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、「環境体験事業」「自然学校」「トライやる・ウィーク」などの兵庫型「体験教育」を実施しました。特に、令和2年度から3年度にかけ、新型コロナウイルス感染症が拡大し、これらの実施が危ぶまれましたが、内容や期間を工夫しながら実施することができました。しかし、ニュージーランドでの海外研修は2年続けて中止になりました。

近年、甚大な被害が出ている自然災害から身を守るため、各学校園において地域と連携した防災教育を実施しました。

今後は、ポストコロナ社会においても多様な体験活動は重要であるという認識のもと、創意工夫した活動が求められます。

3 子どもたちの学びを支える学校園・家庭・地域の連携の強化

学校園・家庭・地域が連携、協働した「地域とともにある学校園づくり」「学校を核とした地域づくり」を推進してきました。具体的には、新温泉町版の「スタートカリキュラム」や「キャリアパスポート」を作成し、幼小中のつながりある教育を実施しました。令和2年度には、地域学校協働活動推進委員の委嘱をしたほか、コミュニティ・スクールを推進するため、小学校2校をモデル校に指定し、取組を進めてきました。

今後は、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、令和5年度までにコミュニティ・スクールをすべての小中学校に導入し、さらに学校園・家庭・地域の連携を強化していくことが求められます。

4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校園づくりの推進

学校園が、子どもたちや保護者、地域から寄せられる期待や信頼に応えられるよう、町教育委員会主催の研修会のほか、県教育委員会の実施する研修会等を活用しながら実践的指導力向上に努めました。また、働きがいのある職場・学校園づくりに向け、定時退勤日やノー部活デー、留守番電話の設置などに取り組みました。また、園児・児童生徒理解に基づく生徒指導とともに、一人ひとりに寄り添った教育を充実するため「適応指導教室」を設置したほか、「子ども相談室」の機能を充実することができました。

今後は、管理職や教員等の人材確保、人材育成に努め、教職員の協働体制をより一層高めるとともに、危機管理を徹底し、さらに信頼される学校園づくりを進めていくことが課題です。

5 だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進

人々の学習ニーズがますます多様化する中で、生涯にわたり自己実現を図り、生涯のあらゆる時期に学習機会を選択して学べるよう、様々な学習の機会を設定するとともに、情報提供と学習支援の充実に努めてきました。具体的には、文化体育館夢ホールの大規模改修、地区公民館事業の充実、読書ボランティアの支援、人権セミナーの実施、町スポーツ推進委員会と連携した各種スポーツ事業の実施、「新温泉町文化財保存活用地域計画」の策定作業開始などです。

今後は、ポストコロナ社会における社会教育、生涯学習のあり方を議論しながら、持続可能な取組を充実させるとともに、ふるさと新温泉町の宝である文化財の保護・活用、また、豊かなスポーツライフの実現に向けた事業をより一層推進していくことが課題です。



三尾海岸でのわかめ取り体験



福祉施設でのトライやる・ウィーク

Ⅲ これからの教育のあり方

1 第3期教育振興基本計画(文部科学省 H30)

国は、平成 30 年度に「第 3 期教育振興基本計画」(計画期間 2018～2022 年度)を策定し、一人ひとりの生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点から、我が国における教育施策の方針を定めました。

2 GIGA スクール構想

平成 29 年 12 月、文部科学省は、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画(2018～2022 年度)」を策定し、2022 年度末までに、3 クラスに 1 クラス分の端末を配備することを示しました。さらに令和元年 12 月には「GIGA スクール構想の実現」として高速大容量の通信ネットワークと 1 人 1 台端末(R 5 年度)を一体的に整備することを示しました。

さらに新型コロナウイルス感染症により、学校園の臨時休業が余儀なくされ、家庭における学びの充実や災害時等におけるオンライン学習の必要性から、文部科学省は「GIGA スクール構想の加速による学びの保障」として令和 2 年度中に、1 人 1 台の端末の配備支援を全小・中学校に前倒して実施することを決定しました。

3 第3期ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)

兵庫県は、平成 31 年度に「第 3 期ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」(計画期間 2019～2023 年度)を策定し、『未来への道を切り拓く力』の育成」を重点テーマに、子どもたちが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現を図ることをめざしています。

4 学習指導要領の改訂

平成 29 年 3 月に学習指導要領が全面改訂され、育成すべき資質・能力として「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」が示されました。これは幼児教育から高等教育までの一貫した教育の柱とされています。また、学んだことを生かして、未来社会を切り拓く資質・能力を育成するため、「社会に関かれた教育課程の編成」や「主体的・対話的で深い学びの実践」が求められています。

第3部

本町がめざす教育

I 「基本理念」と「生涯にわたってめざす3つの輝き」

1 基本理念

生涯にわたって生き生きと輝く教育

～豊かに 人と人がつながり 新温泉町の明るい未来を切り拓く～

(基本理念実現のための町民みんなの合言葉)

- ・一人ひとりを大切に、誰一人取り残さない、取り残されることのない、みんなが輝く教育を進めましょう。
- ・人と人がつながり、自ら考え判断し、協働して未来を担う子どもたちを育成しましょう。

2 生涯にわたってめざす3つの輝き

(1) ふるさとでの輝き☆

ふるさとを愛し、学び、語りながら、明日の新温泉町を切り拓き、支える人

(2) 未来への輝き☆

知・徳・体の調和がとれ、未来に向かって夢や志の実現に粘り強く努力する人

(3) つなかりを創造する輝き☆

伝統と文化を基盤に、多様な人々とつながり合い、豊かな人間関係を築く人

3 教育行政・学校園・家庭・地域、その責任と役割

教育行政機関、学校園、家庭、地域は、それぞれが責任と役割を自覚し、連携・協力しながら社会全体で、新温泉町のめざす教育の基本理念の実現に向けて取り組むことが大切です。

(1) 教育行政機関(町及び町教育委員会)

- 教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、本町の現状と課題を把握し適切かつ実効性のある施策を遂行するとともに、評価・改善に取り組みます。
- 教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、各教育委員がその識見を生かし、合議により教育の基本方針や教育内容を審議するとともに、事務局に対する適切なリーダーシップを発揮し、教育行政を推進します。また、学校教育に対して、教職員等に適切な指導・助言を行うとともに、教職員が子どもたちに寄り添い、自信と誇りを持って教育活動に専念できるよう支援します。社会教育に対しては、地域課題や地域住民の学習ニーズを把握するとともに、地域との連携・協働を進め、学習や活動が円滑に行われるよう支援を行うとともに、社会教育施設の充実、活用を進めます。

(2) 学校園(教職員)

- 学校園は、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む場です。子どもたちが培うべき力の基礎を習得し、教職員を含め互いに厚い信頼関係と深い敬愛の念を深める中で人格の完成をめざした教育を行います。
- 教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責を遂行します。また、校園長のリーダーシップのもと、家庭や地域と連携し、組織が一丸となって職務を遂行します。

(3) 家庭(保護者)

- 家庭(保護者)は、子どもたちの教育について第一義的責任を有します。乳幼児期に重要とされる愛着形成のために、十分な愛情を注ぎ、家族の温かい雰囲気と深い信頼関係の中で互いが強い絆で結ばれていきます。家庭(保護者)はそのことを実感しながら、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、地域と連携・協働しながら健全な心身の育成や自立心を育てる等、心身の調和のとれた発達を促します。

(4) 地域(地域住民)

- 地域は、子どもたちにとって、多様な人間関係や社会の習慣、規範を学び、社会の一員としての自覚を育む場です。地域住民にとって親しみのある地域は生涯学習の拠点にもなる場です。学校園や家庭と連携・協働し、ふるさと意識の醸成を図るとともに、未来を担う人づくりに寄与します。

4 2030 年以降を展望した教育の重点(人生100年時代に応じた人づくりの礎)

本町では、新温泉町総合計画後期基本計画などでSDGsを意識し、持続可能な地域づくりをめざしています。SDGsは、「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略で、2015(平成27)年9月の国連サミットで、2030(令和12)年までの長期的な開発の指針として採択された国際社会共通の目標です。

本計画においても、今後、地域住民等の積極的参加を得て、持続可能な教育をめざす方向性は同じことから、2030 年を展望して次の6 点を教育の重点とします。

創造

(1) 「みんなでつくる新温泉町の人づくり教育」

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、町民が一丸となって課題解決に向け自ら学んで挑戦し、躍動する新温泉町の教育を創造する。

(2) 「ふるさと意識を高める体験活動への参加」

- ・ふるさと新温泉町の自然・歴史・文化・伝統を体験を通じて知ることによって生涯にわたって郷土への愛着を持つ。

自立

(3) 「あいさつ・そうじ・あとしまつ」

- ・心を開き、通わせ、環境を整えながら、次につなぐための3つの行動を、子どもから大人まで一緒になって取り組む。

(4) 「早寝・早起き・朝ごはん」

- ・情報化、SNSの広がりなどにより崩れがちになる基本的な生活習慣を、子どもから大人まで一緒になって整える。特に、より良い睡眠を心がけるとともに、心身ともに健康づくりに取り組む。

協働

(5) 「絵本との出会い・豊かな読書活動」

- ・未知なる課題を解決し、感性・表現力・想像力など人生をより深く生きる力、協働する力を身に付けるため、乳幼時期から絵本に親しみ、子どもから大人まで豊かな読書活動に取り組む。

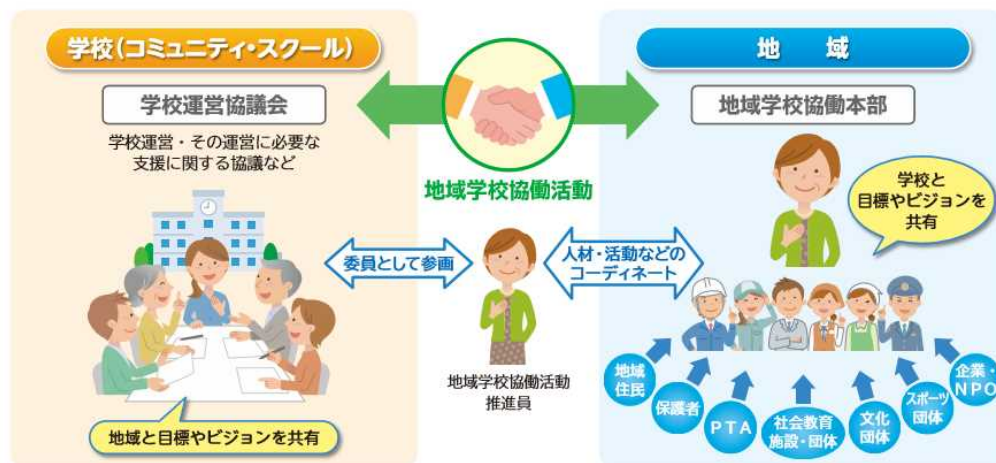
(6) 「多様性を受け入れる人権教育の推進」

- ・多様な人々一人ひとりが互いの人格を尊重し、支え合いながら幸せに生きられるよう、あらゆる人権課題の解消に向け人権教育を推進する。

5 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

人口減少などの時代の変化に柔軟に対応し、未来に向け、夢と希望をもって力強く生きる力を身に付けるためには、地域住民が一体となって持続可能な教育環境を創り上げることが大切です。そのために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、学校園・家庭・地域がつながり合い、協働する体制を構築していきます。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



文部科学省の資料より

＜モデル校の取組＞

【照来小学校】



【浜坂南小学校】



令和3年度に、コミュニティ・スクールのモデル校として「照来小学校」と「浜坂南小学校」を指定しました。照来小学校では、地域の魅力を再発見したり、地域学校協働活動を推進したりしています。浜坂南小学校では、長年続く校内の「バイカモマラソン」を住民とともに行うよう工夫しました。両校ともに、地域とつながり合った取組が進行中です。

※コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

※地域学校協働活動

社会教育法第5条に規定された活動です。具体的には、学校と協働して行う郷土学習（ふるさと学習）や、放課後子ども教室、登下校の見守り活動、地域行事への参画などがあります。

詳細についてはQRコードを読み取ってご覧ください。→
(文部科学省：学校と地域でつくる学びの未来)



Ⅱ 体系表

基本理念

生涯にわたって生き生きと輝く教育
～豊かに 人と人とがつながり 新温泉町の明るい未来を切り拓く～

【生涯にわたってめざす3つの輝き】

- (1) ふるさとでの輝き☆
ふるさとを愛し、学び、語りながら、明日の新温泉町を切り拓き、支える人
- (2) 未来への輝き☆
知・徳・体の調和がとれ、未来に向かって夢や志の実現に粘り強く努力する人
- (3) つながりを創造する輝き☆
伝統と文化を基盤に、多様な人々とつながり合い、豊かな人間関係を築く人

2030年以降を展望した教育の重点※(人生100年時代に応じた人づくりの礎)

【創造】

- (1) 「みんなでつくる新温泉町の人づくり教育」
- (2) 「ふるさと意識を高める体験活動への参加」

【自立】

- (3) 「あいさつ・そうじ・あとしまつ」
- (4) 「早寝・早起き・朝ごはん」

【協働】

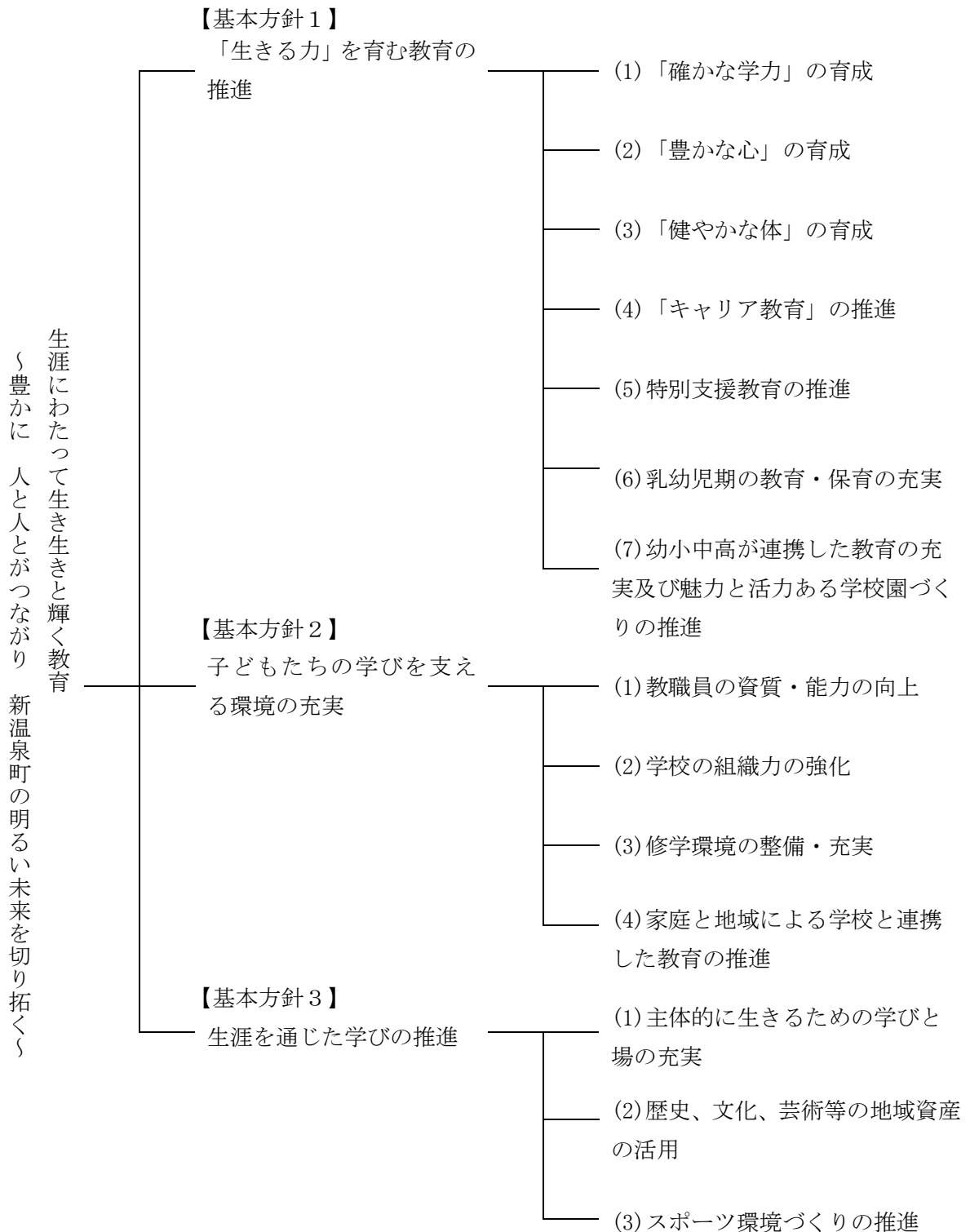
- (5) 「絵本との出会い・豊かな読書活動」
- (6) 「多様性を受け入れる人権教育の推進」

基本方針

- 1 「生きる力」を育む教育の推進
- 2 子どもたちの学びを支える環境の充実
- 3 生涯を通じた学びの推進

※この教育の重点は、新温泉町の将来の展望を踏まえ、本計画において特に重視する内容です。

生涯にわたって生き生きと輝く教育
～豊かに 人と人とがつながり 新温泉町の明るい未来を切り拓く～



Ⅲ 基本方針と施策

基本方針1「生きる力」を育む教育の推進

これからの複雑で予測困難な社会においては、主体的な学びや多様な人々との協働を通じて課題解決につなげる価値観や行動を生み出すこと、生活・人生を豊かなものにしていくための感性を働かせることが求められています。

そのためには、子どもたちの発達段階や多様な教育的ニーズ、新学習指導要領等を踏まえ、0歳からの一貫した教育環境づくりにより、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することが不可欠です。加えて、ふるさと教育、キャリア教育、インクルーシブ教育の構築を図る特別支援教育、持続可能な開発目標（SDGs）のための教育を含め、総合的に「生きる力」を育むことが必要です。そこで、次の基本的方向に沿って取組を推進します。

(1) 「確かな学力」の育成

子どもたちが、複雑で予測困難な社会において、自立して活動していくためには、十分な知識・技能、これを基盤として自ら解を導く思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学びに向かう力・人間性等を身に付けることが重要です。このため、次の施策に取り組みます。

ア 学力向上の推進

これからの時代に求められる資質・能力を育成するため、誰一人取り残すことのない「個別最適化された学び」を推進するとともに、基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図ります。また、「主体的・対話的で深い学び」「協働的な学び」の実現やカリキュラム・マネジメントの確立を通じて、児童生徒の学力の向上を図ります。

具体的には、「個に応じた学習指導の充実」「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた『新温泉授業スタンダード5（Five）』（巻末資料参照）を取り入れた授業改善の推進」「幼小中高が連携した系統性を重視した指導の充実」「思考力・判断力・表現力等の育成に向けた『ことばの力』を高める活動の充実」等に取り組みます。

イ 国際理解を深める教育の推進

自らのアイデンティティをもちながらグローバル化が進展する社会で活動できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育成し、言語や文化が異なる人々と交流する機会の充実を図ります。自らの国や郷土を愛し誇りをもつことで自らのアイデンティティを確立するとともに、他国の伝統と文化を尊重する態度の育成等、国際理解を深める取組の推進を図ります。

具体的には、「英語をはじめとした外国語教育の充実」「国際交流の推進」「ふるさと意識を醸成する教育の推進」等に取り組みます。

ウ 理数教育の充実

理数分野への興味・関心や学習意欲を高めるため、「系統性を重視した理数教育の充実」等に取り組めます。また、基礎的な学力の定着を図るため、「全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた魅力ある授業づくりの推進」等に取り組めます。

具体的には、サイエンス・トライやる事業等で、スペシャリストによる特別授業を実施するほか、山陰海岸ジオパーク館、おもしろ昆虫化石館等を活用した観察・実験、高等学校との連携などに取り組めます。

エ 情報活用能力の育成

Society5.0 を見据えて、情報活用能力（情報モラルを含む）や ICT を適切に使いこなす力を育成するため、ICT を活用した指導力の向上等とともに、コンピュータや情報通信ネットワーク等を適切に活用した学習活動の充実を図ります。

具体的には、「発達段階に応じたプログラミング教育の充実」「情報社会に主体的に対応しうる情報活用能力（情報モラルを含む）の育成」「デジタル教科書等を活用した個別最適化された指導方法についての研究」等に取り組めます。

(2) 「豊かな心」の育成

子どもたちが、複雑化・多様化した社会において、感性を働かせてより豊かに活動していくためには、発達段階、一人ひとりの個性、生活環境等に応じた教育機会を通じて、子どもたちの豊かな情操や道徳心を培うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、人間関係を築く力、感じたことや考えたことを様々な方法で表現する力、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度等を養うことが重要です。また、いじめを生まない土壌づくりとなる、他者を思いやる心、共生の心等を育むことも重要です。このため、次の施策に取り組めます。

ア ふるさと意識を醸成する教育の推進

国やふるさと新温泉町を愛し誇りをもつ心を育て、地域の一員としての自覚を高めるため、新温泉町が誇る様々な伝統文化、伝統芸能、遺産、先人の生き方に触れる機会の充実とともに、地域に根ざした行事への参画を促すなど郷土を知り、語れる取組の推進を図ります。

具体的には、「新温泉町の先人や伝統文化などについて理解を深め、実践する教育の推進」「山陰海岸ジオパークや日本遺産、伝統芸能が記載された『ふるさと兵庫 魅力発見！』や『私たちのまち新温泉町』を活用した教育の推進」等に取り組めます。

イ 兵庫型「体験教育」の推進

豊かな人間性や社会性を身に付け、規範意識を醸成し、生命を大切にする心、思いやりの心及び共生の心の大切さを認識できるようにするため、自然、社会及び芸術文

化に触れる「本物に出会う感動体験」、地域の人々との関わりを通じた「絆に気づき、感謝する体験」「ふるさと意識の醸成を図る体験」等、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験教育の推進を図ります。

具体的には、「環境体験」や「自然学校」、「トライやる・ウィーク」等の「兵庫型『体験教育』の推進」等に取り組みます。さらに「トライやる」アクションなどにより、活動を一過性のものにせず、清掃活動や行事への参画など、地域に貢献するための活動につなげます。

ウ 道徳教育の推進

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培うとともに、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育成するため、「特別の教科 道徳」はもとより、学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組むことができるよう指導体制の充実や家庭・地域との連携の推進を図ります。

具体的には、『特別の教科 道徳』の授業の充実「学校園・家庭・地域が連携した道徳教育の推進」「あいさつ・そうじ・あとしまつの習慣化」等に取り組みます。

エ 人権教育の推進

人権啓発推進条例制定のまちとして、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、他者と共生する態度を育成するため、学校園・家庭・地域が連携し、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティや拉致問題等の人権に関わる課題の解決に向け、人権教育の推進を図ります。推進にあたっては、近年大きな課題となっている新型コロナウイルス感染症に関する差別や、インターネット上における誹謗中傷、いじめなどの課題解決にも取り組みます。

学校においては、人権教育目標の実現をめざし、各教科や総合的な学習の時間等教育活動全体を通じて取り組めるよう推進体制の確立を図ります。

具体的には、「人権教育・啓発に関する基本計画や兵庫県の人権教育基本方針に基づく人権教育の推進」「いじめ防止基本方針に基づく徹底した未然防止、早期発見、早期対応」等に取り組みます。

オ 防災教育の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災、但馬などに大洪水等をもたらした平成 16 年台風 23 号等の経験と教訓を生かし、多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する防災教育の推進を図ります。

具体的には、「兵庫の防災教育」の蓄積を踏まえ、「忘れない」「伝える」「備える」をキーワードに教育課程全体で防災・減災教育に取り組みます。また、「学校防災マニュアルを活用した学校防災体制の充実」「家庭・地域等との連携・協働体制の充実」防災教育副読本「明日に生きる」の積極的な活用等に取り組みます。

カ 福祉教育の推進

子どもたちが心身ともに健やかに成長するため、また他者への思いやりや多様な人々と豊かに共生する心を培うため、福祉教育の推進を図ります。

具体的には、「児童虐待などから子どもを守るための教育の充実」「社会福祉協議会や社会福祉施設、地域等と連携した福祉体験の充実」「ボランティア体験の推進」に取り組めます。

キ 持続可能な開発目標(SDGs)のための教育の推進

持続可能な社会づくりの担い手を育むため、SDGs の理解を深める教育や環境教育、地域づくりのための教育の推進を図ります。

具体的には、「図書館の SDGs に関する書籍の充実」「自然体験活動や農林漁業体験の推進」「地域コミュニティに貢献する力を育成する取組の充実」等に取り組めます。

(3) 「健やかな体」の育成

子どもたちが、活力をもって創造的に活動していくためには、「人生 100 年時代」を見据え、生涯を通じてスポーツに親しみ継続的に運動ができる資質・能力の育成を図るとともに、健康で安全な生活を送るための基礎を培い、心身の調和的発達を図ることが重要です。このため、次の施策に取り組めます。

ア 体力・運動能力向上の推進

全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、継続して運動に取り組むことができる資質・能力の育成を図ります。また、運動部活動については、『中学校における運動部活動の方針』を踏まえ、適切な休養等による安全の確保、生徒の自主性の尊重等に留意しつつ、責任感、連帯感の涵養等を図ります。

具体的には、「乳幼児期における運動遊びからの一貫した体力・運動能力向上の推進」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果や、県内の先進的な取組などを生かした保健体育の授業の改善」「地域指導者の活用」等に取り組めます。

イ 食育の推進

児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、新学習指導要領を踏まえ、学校教育活動全体を通じた食育の推進とともに、学校園給食における地産地消の活用の促進を図り、家庭、地域、学校園や町内の企業や団体等が連携しながら食育の実践に取り組めます。

具体的には、「食育ハンドブックを活用した食育の推進」「学校給食を活用した指導の充実」「地場産物を活用した給食のための地域との連携」等に取り組めます。

ウ 健康教育・安全教育の推進

生涯を通じて健康な生活を送るために必要な力を育成するとともに、多様化・深刻化している心身の健康課題を解決するため、学校保健に関する教職員の資質・能力の向上、体系的な保健教育の充実及び家庭・地域の医療機関等との連携による保健管理の充実を図ります。また、児童生徒に自らの安全を守るための能力を身に付けさせるため、安全教育の推進を図ります。

具体的には、「学校園・家庭・地域が連携した保健教育及び安全教育の推進」「児童生徒の心身の健康に関する相談や指導の充実」「新型コロナウイルス感染防止の教育の充実」「早寝・早起き・朝ごはんの習慣化」等に取り組みます。

(4)「キャリア教育」の推進

子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためには、「キャリアプランニング能力」をはじめ、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」を養い、社会的・職業的自立の基盤となる「基礎的・汎用的能力」を育成することが重要です。このため、次の施策に取り組みます。

ア 体系的・系統的なキャリア教育の推進

児童生徒が、生涯を見据えて、学ぶ意義や目的を見出し、充実した人生を送るための基盤となる「基礎的・汎用的能力」について意図的・継続的に育成を図ります。また、社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を育成する教育の充実を図ります。

具体的には、キャリア教育の目標を明確にするとともに、キャリアパスポートを活用することで、「幼小中高まで一貫したキャリア形成を図る取組の充実」等に取り組みます。

イ 社会に触れる機会の充実

子どもたちの発達段階に応じ、教育活動全体を通じた体系的・系統的なキャリア教育を組織的に推進するため、社会に触れる機会の充実を図ります。その際、子どもたちが生涯を見据え、学ぶこと、働くこと及び生きることの尊さを実感し、将来の生き方・働き方を考えるとともに、社会とのつながりや社会における自らの役割を考えることができるよう支援します。

具体的には、トライやる・ウィークをはじめとする「兵庫型『体験教育』を通じた機会の充実」、「主体性や協働性、地域参画力等を育む『キャリア教育』の推進」等に取り組みます。

(5) 特別支援教育の推進

「インクルーシブ教育システム」を構築し、学校園・児童生徒の状況に対応した教育環境整備を進めながら、すべての学校園や学級に、発達障がいを含めた支援が必要な児童生徒等が在籍する可能性があることを前提として、一人ひとりの子どもの特性や発達の段階に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を育成することが重要です。このため、次の施策に取り組みます。

ア 連続性のある多様な学びの充実

障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法を踏まえつつ、障がいのある児童生徒等が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、障がい者理解に関する学習、交流及び共同学習、自立と社会参加に向けた主体的な取組への支援等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みの整備を図ります。

具体的には、『個別の教育支援計画』や『個別の指導計画』等の活用による特別支援教育の充実「すべての教職員の特別支援教育についての専門性の向上」「特別支援教育を充実させるための教育環境整備の推進」等に取り組みます。

イ 一貫性のある支援体制の構築

障がいのある児童生徒等が、就学前、在学中のみならず、卒業した後も切れ目なく様々な機関から一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校、教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民との連携を深めます。

具体的には、既存のネットワーク会議等を活用した「連携による切れ目ない特別支援教育に関する支援の充実」等に取り組みます。

(6) 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期において、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通じて、すべての子どもがよりよく生きるための基礎を獲得するとともに、心身ともに健やかに成長することができるよう、乳幼児期から質の高い教育・保育を提供することが重要です。特に、乳幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であるため、「非認知的能力」として、「気付く力」、「やりぬく力」、「人と関わる力」を育成していくことが大切です。認定こども園における乳幼児の心身の調和のとれた発達を図るため、一人ひとりの特性に応じた質の高い教育・保育の推進、認定こども園と小学校の連携の推進、家庭・地域との連携による家庭教育への支援等に取り組みます。また、職員は、乳幼児との信頼関係を十分に築き、乳幼児と共によりよい教育・保育環境の創造に努めます。

具体的には、『新温泉町子ども・子育て支援事業計画』に基づく子育て施策の充実「小学校教育との円滑な接続のための取組の充実」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を踏まえた教育課程の編成・実施」「認定こども園と家庭・地域との連携」

「すくすく ひょうごっ子（幼児教育資料）を活用した研修の実施」「リトミックや運動遊び等を通じて身体の調和的発達や豊かな感性と表現力の芽生えを養う総合的な指導の充実」等に取り組めます。

（７）幼小中高が連携した教育の充実及び魅力と活力ある学校園づくりの推進

児童生徒の、一人ひとりの能力を最大限に伸ばすとともに、社会の変化に対応した先進的な教育を展開する魅力と活力ある学校園づくりの推進を図ります。また、地域の教育資源を活用しながら、地域と一体となった「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、学校園・家庭・地域がめざす子ども像を共有し、町内で行われる全ての教育を通じて一体的な教育活動に取り組むことにより、一貫性のある教育を推進します。そのため、幼小中高の連携の強化、系統性・連続性のある教育活動の推進に努めます。

具体的には、「コミュニティ・スクールの導入による魅力ある学校園づくりの推進」「学校園・家庭・地域が連携した教育の推進」等に取り組めます。



山陰海岸ジオパークでの海洋体験



中高が連携した松林の清掃活動



提供された地元食材（アカエビ）を使った給食



地域の防災リーダーによる防災教育

基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、学習環境を整備するとともに、家庭や地域の教育力を高めることが重要です。加えて、新学習指導要領で求められている「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校教育の家庭及び社会との連携・協働がより一層求められています。そのためには、子どもたちの多様な学びに対応するための教職員一人ひとりの資質・能力の向上及び働き方改革の推進はもとより、いじめ、不登校等の課題について校園長のリーダーシップのもと学校園全体で取り組む組織づくり、安全・安心で質の高い教育環境の整備、ICT 環境の充実を図ることが必要です。加えて、子どもが安心できる家庭教育に関する環境づくり、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを支援し、学校園・家庭・地域が連携・協働した社会総掛かりの教育を推進することが必要です。そこで、次の基本的方向に沿って取組を推進します。

(1) 教職員の資質・能力の向上

教職員を支援し資質・能力の向上を図るためには、養成・研修の充実を図ることが重要です。また、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員及び学校園への信頼を失墜させる体罰や非違行為等の根絶に努めます。併せて、教職員の働き方改革を推進することが重要です。このため、次の施策に取り組めます。

ア 教職員の資質・能力の向上

教職員として必要な使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識・実践的指導力等を養成するため、体系的な研修を実施します。研修では、体罰の未然防止の徹底や、魅力ある授業、個を尊重した指導等の充実を図ります。

具体的には、「新温泉町立教育研修所を中核とした研修の充実」「『新温泉授業スタンダード5（Five）』を活用した実践的指導力の向上」等に取り組めます。

イ 教職員の働き方改革の推進

教職員が、温かくゆとりをもって子どもたちに接し、子どもたち一人ひとりの個性や能力、可能性を伸ばし育てられるよう、教職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮し、心身の健康を保持することが求められています。「新温泉町立学校教育職員の業務量の適正な管理に関する措置等を定める規則」等を踏まえ、業務の見直しを図り、教育活動がさらに充実する体制づくりを図ります。

具体的には、「業務改善の取組等を通じた教職員の子どもと向き合う時間の確保」「教職員の協働による学校園指導・運営体制の構築」「スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の活用」「教職員のメンタルヘルス体制の充実」等に取り組めます。

(2) 学校の組織力の強化

新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程の実現やいじめ、不登校等の課題に適切に対応するためには、校園長のリーダーシップのもと、多様な専門性をもつ外部人材の活用を図りながら、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制（チームとしての学校）を確立することが重要です。このため、管理職の確保と育成に努めるとともに、主幹教諭の計画的な配置等に取り組みます。いじめ等問題行動への対応については、新温泉町いじめ防止基本方針及びいじめ対応マニュアル等に基づき、町民総がかりで、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図ります。また、不登校等対策については、家庭や関係機関等と連携し、教育相談体制の充実や多様な教育機会の確保、社会的自立・学校復帰等に向けた取組の充実を図ります。

具体的には、『適応指導教室（ほっと児遊）』の設置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、「いじめ等問題行動対策の推進」「不登校等対策の推進」等に取り組みます。

(3) 修学環境の整備・充実

子どもたちが豊かで安心して学校園生活を送るためには、学校施設の長寿命化改修の推進、通学路の安全確保、ICT 環境の整備等、安全で質の高い修学環境の整備を図ることが重要です。また、不登校児童生徒を含めすべての子どもたちが未来に希望をもち、自己実現を図ることができるように教育環境の向上を図ることが重要です。このため、次の施策に取り組みます。

ア 通学路の安全確保

「新温泉町通学路交通安全プログラム」に基づき、学校園・家庭・地域と関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう体制を整えとともに、通学路の安全確保に取り組みます。

イ ICT 等の先進的な学習基盤の整備

学習活動を支える ICT 環境の整備に取り組み、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。

具体的には、「GIGA スクール構想により整備した 1 人 1 台の端末の教育効果を高めるための有効活用」「不登校児童生徒などの教育を保障するための ICT 環境の整備」等に取り組みます。

ウ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

「就学援助制度」、「通学費補助交付制度」等により、安心して子育てができるよう、教育における経済的な負担を軽減する支援の充実を図ります。

エ 学校園施設の整備・充実

施設の老朽化、少子化に伴う園児児童生徒数の減少が見込まれるため、学校のあり方等について検討します。

具体的には、老朽化した学校園施設や設備など計画的に整備・修繕を行い、安心・安全で快適な教育環境を確保します。また、適切な学校規模等について検討するほか、小規模校の強みを最大化するため、情報機器などの環境整備に取り組みます。

(4) 家庭と地域による学校と連携した教育の推進

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家族の触れ合いの時間を確保し基本的なしつけを通じて、人間関係の基礎を形成し道徳性の芽生えを培うことや食生活を含め規則正しい生活習慣を身に付けさせることなどが重要です。また、児童生徒の地域における学びの充実を図るとともに、家庭環境の多様化に伴う家庭における教育上の課題を解決するためには、地域全体で連携して学校園及び家庭教育を支えることも重要です。このため、次の施策に取り組みます。

ア 家庭の教育力の向上

親が親として成長し、子どもを安心して育てられる環境づくりを推進するため、子育て支援、情報の提供、子育て相談窓口を充実します。また、子どもが情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等を踏まえつつ、学校園等における日常の指導、PTCA 活動等を通じ、基本的な生活習慣、学習や読書習慣の確立、子どもが情報機器を適切に利用できるようにする取組等、家庭教育の重要性について啓発します。

具体的には、「家庭生活の手引きの推進」「地域ぐるみの家庭における子育て支援の推進」「すくすく ひょうごっ子（親子ノート）を活用した子育て支援」等に取り組みます。

イ 地域の教育力の向上

地域が主体的・効果的に学校運営に参画するとともに、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりが進むよう地域と学校園の緊密な連携・協働を図ります。

地域で行われている子育て支援活動、子どもたちが安心して活動できる居場所づくり等をさらに推進するとともに、子どもたちが、地域への愛着やふるさとへの誇りをもてるよう、各地域の特色を生かした放課後子ども教室事業やボランティア活動など地域と連携・協働した事業等を推進します。

具体的には、「コミュニティ・スクールの導入等による『地域とともにある学校』づくりの推進」「地域学校協働活動の推進」等に取り組みます。

基本方針3 生涯を通じた学びの推進

人生 100 年時代を見据え、町民一人ひとりが生きがいや楽しみ、誇りを持って生涯を通じて、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築を図り、生涯にわたって人生を豊かに生きられる環境を整備します。また、公民館や各地区公民館等と連携し、人口減少等地域が直面する課題や地域活性化のための学習、人づくりと地域づくりを支援する取組が必要です。そのため、「ふるさと新温泉町」を知り、その文化を次代につなぐことや、加えて、文化の再発見や新たな文化の創造を支援することが重要です。さらに、町民一人ひとりが人生を健康にいきいきと過ごす社会を形成することや、生涯を通じて運動・スポーツに親しむために、生涯スポーツを推進することが必要です。そこで、次の基本的方向に沿って取組を推進します。

(1) 主体的に生きるための学びと場の充実

生涯学習を推進するためには、若者から高齢者まで多様な世代が学び、交流するきっかけづくり、学習成果の発表の場の拡充、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境整備等の動機づけが重要です。

そのために、町民が主役の魅力ある文化芸術事業を生かし、「生きがい・楽しみ・誇り」がもてる学習機会や仕組づくりを進め、住民の活力や原動力を高めていくことも重要です。このため、次の施策に取り組みます。

ア 学びの充実

町民一人ひとりが生涯を通じて様々な学びの機会を得ることは、生きる喜びや感動を得るとともに、豊かな心を育むものです。生涯を通じて、すべての町民が自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得や知的・人的ネットワークの構築等により、町民の多様な「学び」を支える取組の推進を図ります。また、乳幼児期から大人までの豊かな読書活動の推進を図ります。

具体的には、「ライフステージに応じた学びの充実」「男女共同参画の視点に立った学習や研修の充実」「青い鳥学級等の障がいある人の学習機会の充実」「高齢者大学等への支援」「乳幼児の絵本に親しむ事業の充実」「社会教育士等による住民の学びの支援」等に取り組みます。

イ 社会教育施設の充実

町民が、社会教育施設を一層利用することができるよう、施設の魅力を伝える広報活動を積極的に展開するとともに、「学びの場」「交流の場」としての施設の充実を図ります。特に、令和 2 年度に大規模改修を行った文化体育館夢ホールが人と文化と郷土をつなぎ、未来を創る学びと交流の拠点となるよう、関係機関と連携した取組の推

進を図ります。併せて加藤文太郎記念図書館を中心とし、さらなる読書活動を推進し、町民の読書環境の充実を図ります。さらに、各施設を活用することで、加藤文太郎をはじめとする先人の歴史、文化等、新温泉町の魅力を発信します。

具体的には、「地区公民館などの社会教育施設を拠点とした活力ある地域コミュニティ形成のための取組の推進」「移動図書館車による図書館サービスの充実」「おはなし会やおはなしボランティアの養成」等に取り組めます。また、社会教育施設（浜坂先人記念館、おもしろ昆虫化石館、山陰海岸ジオパーク館、加藤文太郎記念図書館など）を活用し、町民の社会教育・生涯学習の推進と町民による地域的課題を解決する活動の充実に取り組めます。

ウ 人権に関する学習機会の充実

人権教育資料を活用するほか、地域の歴史・文化等に関する学習を行ったり、世代間交流や多文化共生教育を行ったりするなど、多様な学習の機会や情報を提供します。そのことで、差別や偏見のない一人ひとりの人権が尊重され、心と心が豊かにつながる地域づくりを推進します。

具体的には、「人権セミナー」「人権を考えるつどい」「各地区人権学習会」「人権教育事業の充実」等に取り組めます。

(2) 歴史、文化、芸術等の地域資産の活用

本町の先人たちは、長い歴史のなかで、この地域固有の価値を高めてきました。しかし、今、歴史、文化、芸術等の環境に目を向けると、文化芸術活動の担い手不足の進行や、社会の成熟化による価値観やライフスタイルの多様化、「文化芸術基本法」「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」「文化観光推進法」の制定など、大きな変化が起きています。

本町は、長い歴史を刻む山陰海岸ジオパークをはじめ、日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落 諸寄港」や「麒麟が舞う大地『因幡・但馬』」の歴史文化財群、兵庫県初の日本農業遺産「兵庫美方地域の但馬牛システム」など、貴重な有形無形の文化財や遺産、歴史を数多く有しています。これらは、地域住民の心の寄りどころとなるとともに、ふるさとへの愛着形成と新温泉町の魅力増大に大きな役割を担っています。そのため、次の施策に取り組めます。

ア 文化芸術活動の創造・発信

町内では地域資産を活用した学習や研修が実施されるとともに、宇野雪村や前田純孝等のふるさとの先人を顕彰する事業や活動が展開されています。さらに、町内の芸術作品を鑑賞する機会もあります。

今後も、これらの地域資産の活用を図りながら新温泉町の文化芸術に関する取り組みを推進するとともに、新たな価値を創造し、発信していきます。

具体的には、「様々な文化芸術活動への支援」「障がいのある方々の文化芸術活動への参画」「青少年が本物の文化芸術に親しむ機会の充実」「文化体育館夢ホールを活用した事業の推進」「ICT等を活用した多彩な文化芸術活動の発信等」に取り組みます。

イ 地域資産を活用した地域の活性化

町内の貴重な有形・無形の文化財や遺産、歴史等は、町民の学びや交流を広げ、地域づくりに役立てられています。

今後も、これらの地域資産の活用を図りながら地域の活性化を推進します。

具体的には、「文化財の計画的な保護・保存」「歴史・文化遺産の活用と継承」「伝統文化を担う人材の育成」「地域資産を活用した交流の創出と充実」等に取り組みます。

(3) スポーツ環境づくりの推進

スポーツを取り巻く環境は大きく変化しているなか、すべての町民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、ともに支え合うスポーツ文化を確立し、一人ひとりが健康で、いきいきと暮らす社会「元気な新温泉町」の実現が求められています。

そのため、生涯にわたってスポーツに親しむための機会の充実、町民の心身の健康の保持増進、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が共に活動できるスポーツ環境の充実などをさらに推進していくことが重要です。そのため、次の施策に取り組みます。

ア 生涯にわたってスポーツに親しむための機会の充実

子どもから高齢者までの世代を超えた交流や障がい者のスポーツ実施に関する環境の整備を含む、すべての町民が日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図ります。

具体的には、「健康保持、体力づくりの推進」「スポーツ活動団体の育成支援」「麒麟獅子マラソンやビーチサッカー、ビーチバレー、スポーツレクリエーション記録会などの各種スポーツ大会の開催」等に取り組みます。

イ スポーツを取り巻く環境づくり

スポーツや健康づくりへの気運醸成や、する、見る、支えるなどの視点から生涯スポーツの推進に取り組めるよう、スポーツ施設の長寿命化と安全性確保を計画的に進め、スポーツ環境の整備に取り組みます。

ウ 地域と連携した体制の充実

各地域や新温泉町体育協会、スポーツクラブ 21 などの各種団体、新温泉町スポーツ推進委員会などの関係機関等が連携して、スポーツ環境を推進するための体制を充実します。

具体的には、様々な機会を活用し、指導者・スポーツリーダーの育成、人的支援を通じた活力ある地域づくりを図ります。

計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、教育関係者はもとより町民および関係機関、各種団体等への周知を図り、理解と協力を得ることが重要です。広報紙やホームページで一般への広報に努めるほか、校園長会や研修会を通じて教職員に周知し、円滑な進行を図ります。

町民の教育への関心を高め、理解と協力を得ることにより、本町がめざす「参画と協働による教育体制」の確立を図ります。

また、それぞれの施策や事業については、その成果を検証・精査することが必要です。

そのため、評価の結果については、第2次新温泉町総合計画後期基本計画と関連させながら、基本目標に掲げる数値目標や各施策に掲げるK P I（重要業績評価指標）※の達成状況等を考慮しながら、毎年度P D C Aサイクル※による点検・検証を行い、進行管理を行うとともに、その結果は次年度の施策や事業に反映させます。

なお、社会情勢の変化や国・県・町の施策変更等により新たに対応すべき課題が生じた場合や、毎年度の教育委員会評価の結果に基づき、計画年度の途中でであっても必要に応じて見直しを図り、改善を進めていきます。

※K P I（重要業績評価指標）：Key Performance Indicator の略称。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標。

※P D C Aサイクル：Plan-Do-Check-Action の略称。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。



先人たちの足跡を展示する先人記念館以命亭

卷末資料

新温泉授業スタンダード5（Five）などについて

令和3年度の全国学力・学習状況調査の結果が、令和3年8月に公表されました。その結果を踏まえ、本町における分析結果や今後の取組、家庭や地域へのお願いを「広報しんおんせん（1月号）」に掲載しました。

ここでは、広報に掲載した概要をお伝えします。

新温泉授業スタンダード5（Five）ってなんですか？

令和時代における学校の「スタンダード」と位置づけたものです。

A I 技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ、教師による対面指導や児童生徒同士による学び合いや、地域社会での多様な体験活動の重要性がより一層高まっていくものであり、教師には I C T を活用しながら、協働的な学びを実現し、多様な他者と共に問題の発見や解決に挑む資質・能力を育成することが求められています。

そこで、本町では「新温泉授業スタンダード5（Five）」を作成し、教師の指導力を向上させるとともに、これから求められる資質・能力を確実に育成していきます。

新温泉授業スタンダード5(Five)

- I 授業のはじめに「めあて」を提示する。（毎時）
- II 子どもたちが主体的に考え、判断し、発表（発言）する場を設ける。
- III 話し合う活動（ペア、グループ、全体）を設ける。
- IV 本時の学習内容を習得・活用する場面を設ける。
- V 子どもたちに授業の「振り返り」をさせる。（毎時）

上記の5つをスタンダード（標準・基準）とすることで、町内のすべての学校で共通した取組を行うことができます。具体的には、「めあて」を提示することで本時のゴール（何が、どこまでできればよいか）をはっきり示したり、話し合う活動の「目的」「内容」「方法」を明確に示したりします。これらのことを継続することで、協働的な学びを実現し、多様な他者と共に問題の発見や解決に挑む資質・能力を育成することにつながります。

家庭との連携で重要なポイントは何ですか？

「生きる力」を育むための学力の育成は、学校におけるきめ細かな指導や言語活動の充実、授業改善だけではできません。何より家庭との連携が必要になります。

質問紙調査によると、次のことは家庭の関わりによってよく身に付いています。

- ◆学校での授業に集中して取り組むための基本である「早寝・早起き・朝ごはん」
- ◆いじめは許されないこと
- ◆困っている人は助けるといった人としての思いやりや優しさ

一方、学力向上には、家庭での学習習慣が大切だと言われていますが、これらの時間が少ないことは課題です。また、スマホやゲームの時間の長さも大きな課題です。

【家庭へのお願い】

- ◎家庭学習習慣を身に付ける
- ◎スマホやゲームの時間を家の人と約束する

課題解決のためには、決まった時間に机に向かうこと、家族がTVの音量を下げるなど学習環境を整えてあげること等が重要です。さらに小さなことでも励まし、できたら褒めてやり、満足感・達成感を味わわせることが大切です。

子どもたちは小さなことでも認めてもらうことで、自尊感情が育ち、次への意欲につながります。少しずつ家庭学習の時間を増やしたり、一緒に読書をしたりするなど、ご協力をお願いします。

地域との連携で重要なポイントは何ですか？

子どもたちへの教育は学校だけで完結するものではありません。特に変化の激しい時代のなかでは、地域の方や企業、NPO など様々な専門知識・能力を持った方々が関わることで、将来を生き抜く子どもたちに必要な知識・能力を育成することができます。

質問紙調査によると次のことは地域での関わりによって高い結果が出ています。

- ◆地域の行事に参加する
- ◆将来の夢や目標を持っている

しかし、「自分にはよいところがあると思いますか」の質問には、やや低い結果が出ています。これらのことから、他地区より高い結果が出ている地域行事への参加をより一層進め、多様な交流の中で将来への展望を持つとともに、自分に自信が持てる活動へと展開していくことが大切です。このことは子どもたちの自尊感情の育成につながります。

【地域の方々へのお願い】

- ◎地域の行事への積極的参加により豊かな交流を！

まずは学校や地域の活動の中で、あいさつ等で気軽に子どもたちに声をかけてください。学校と地域の連携・協働の中で子どもの様子を見守っていくことが大切です。